平成27年2月24日 第1回桑名市コミュニティソーシャルワーク研究会 桑名市コミュニティソーシャルワーク研究会設立の意義と目的

> 桑名市中央地域包括支援センター 社会福祉士 西村 健二

<設立趣旨>

桑名市の福祉に関する地域課題は多様化しています。そのような状況の中で、桑名市役所に配属された社会福祉士(以下、行政社会福祉士という)は、その有する専門的知識と技術をもって積極的に地域課題解決にあたることが期待されています。しかし、行政社会福祉士の配属は児童、障害者、高齢者、生活保護とそれぞれ分野が異なり、お互いの業務の理解や連携が十分とは言い難い状況です。

そのような中で、多様化する地域課題に分野を問わずに積極的に連携して解決に取り組むため、桑名市コミュニティソーシャルワーク研究会を発足させることとしました。今後は必要に応じて適宜研究会を開催し、部署や専門領域にとらわれない広域的な支援を実践できる行政社会福祉士のスキルアップを図りたいと考えています。

<コミュニティソーシャルワーカー (CSW) について>

平成23年3月に大阪府が作成したコミュニティソーシャルワークに関するガイドラインを参考にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは何かを検討します(裏面参照)。

2 市町村におけるCSWの配置事業の目的

○ CSWの配置事業は、<u>市町村における地域福祉セーフティネットを機能させる</u>ため、 CSWを市町村が適切と認める一定のサービス圏域に配置し、地域における見守り・発 見・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域福祉力(地域の様々な福祉課題を行政、専 門職及び地域住民の協働により解決していく力)の向上を目指すことを目的とする。

地域福祉力が向上し、当該地域における福祉課題への早期発見・早期対応能力をはじめ総合的な対応能力が高まることにより、結果として、当該市町村における社会福祉に係る費用の必要以上の増大が抑えられることも期待できる。

CSWとは…地域住民等からの<u>相談</u>に応じ、<u>専門的な福祉課題の解決</u>に向けた取組みや住民活動の<u>調整</u>を行うとともに、行政の施策立案に向けた<u>提言</u>(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う<u>地域福祉の</u>コーディネーターの役割を担う者で、以下のような機能を担うこととしている。

① 制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決

<制度の狭間の事案とは>

ひきこもり、ごみが放置されている家等既存の福祉制度だけでは対応しきれない事案又は既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない事案。 その他以下のような人も「制度の狭間」にある要援護者であると考えられる。

- ア 必要な経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人
- イ本人の意思で生活保護等公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得 判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じているケース
- ウ 公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人 など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人
- エ 病気や怪我により、一時的に支援を要する状態にある人
- <解決援助の方法>

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助

- ② 地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結び つける。
- ③ 新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整
- ④ 市町村におけるセーフティネットの構築・強化のための取組みへの参画
- ⑤ 地域福祉計画及び他の分野別計画の策定その他福祉施策推進に向けた行政への提 言

(大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課『市町村における CSW の配置事業に関する新ガイドライン』平成23年3月、8-9頁)